

令和3年度愛知県放課後児童支援員キャリアアップ研修

テーマ④「災害時・緊急時の対応、緊急時のアレルギーの対応」(20211117)

学童保育所あそびばクラブ ヒライワヨウスケ

災害時や緊急時とは、具体的に、どんなときを言うのでしょうか。NPO 法人岡崎がくどうの会編『安全対策・危機管理の指針&点検リスト』では、学童保育所の生活のなかでの安全として、①事故・ケガ、②健康管理・感染症、③熱中症、④食物アレルギー、⑤食中毒、⑥窒息事故、⑦不審者の侵入防止、⑧学童保育所への来所・お迎え、⑨施設外保育の9項目を挙げています。特筆する項目として、⑩児童虐待への対応を挙げ、災害対応として、⑪台風・水害・大雪・落雷、⑫地震・津波、⑬火災の3項目を挙げています。

子どもたちの安全を守るのが、学童保育や指導員の役割ですから、上記の13項目について、日常的に徹底することが僕たちには求められているわけですが、たとえば、それらを「管理的」に徹底すれば、事故やケガがないように、外あそびや活動的なあそびは禁止となりますし、新型コロナやインフルエンザに感染しないように、子ども同士の接触や会話は禁止となりますし、熱中症にならないように、必要以上に休憩させられお茶を飲まされますし、食物アレルギーや食中毒を警戒しすぎて、おやつや昼食の手づくりはなしとなりますし、窒息事故をおそれて、おやつは全面的に禁止となりますし、不審者を警戒しすぎて、用事があって訪問しているのに失礼なほどにインターホン越しにいぶかしがられ、来所も完全送迎車になって季節の草花木果(こんな言葉はあるのかな)をめぐるような道草もできず、お迎えは、保護者がきてくれたほうが良いけれど、施設外保育で遠足なんてもってのほかで、児童虐待の早期発見はかなり重要だけれど、いわゆるちゃんとしている家庭のほうが過剰に気にしすぎていたり、まあ災害対策や避難訓練にやりすぎということはないので、こちらは別の尺度で考えないといけないけれども…。

というふうに考えたときに、『放課後児童クラブ運営指針』の第1章3-(1)に「放課後児童クラブにおける育成支援は、(略)安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに」という魅力的な記述があります。

学童保育で生活する子どもたちは、小学生ですから、「なにが危なくて、どうすればケガのないように、ヤバいときにはどうするか」を理解して考えて行動するチカラがあります。これは、「一回ケガしないとわからない」という粗雑な話ではなく、ケガをしないようにあそんだり、ケガをしてしまったら周りの大人を頼ったり、ケガをした子の気持ちをおもんばかったり、感染症が流行したら、手洗いやうがいやマスクや早く寝てたくさん食べるをいつもよりも意識的に実践したり、熱中症もそうだけど、あそびまくって疲れたときは、だれかれとなく「ちょっと休憩しようぜ」となったり、緊急事態や自然災害で世の中がピリピリしているときは、きちんとその雰囲気を感じとったり。そういうことを、身につけるためにあそびののではなく、いろいろなあそびのなかで、そういうことを身につけていくことが、子どもたちの成長にとって、かなり大切だということ、運営指針の記述は、言わんとしているのだと思います。

こういう視点を僕たちが常に意識しておかないと、いとも簡単に子どもたちの放課後の生活は、あまりにも簡素になってしまいます。そういう事例は実は枚挙にいとまがなく、そこらじゅうに転がっているからです。

おわり